

法律第四十五号（平二六・五・三〇）

◎保険業法等の一部を改正する法律

（保険業法の一部改正）

第一条 保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百七十三条―第二百七十四条」を「第二百七十三条・第二百七十四条」に改める。

第十七条第四項中「信託業務の認可」を「兼営の認可」に改める。

第百条の五第二項中「電磁的方法」を「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるもの」に改める。

第百六条第一項第十四号を削り、同項第十五号中「前各号」の下に「及び次号」を加え、同号を同項第十四号とし、同項に次の一号を加える。

十五 前各号に掲げる会社のみを子会社とする外国の会社であつて、持株会社と同種のもの又は持株会社に類似するもの（当該会社になることを予定している会社を含み、前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

第百六条第四項本文中「以外の」の下に「外国の」を加え、「又は第十四号に掲げる会社」を「から第十二号までに掲げる会社（同号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る。第六項において同じ。）又は特例対象持株会社（持株会社（子会社対象会社を子会社としている会社に限る。）又は外国の会社であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの（子会社対象会社を子会社としているもの）に限り、持株会社を除く。）をいう。第六項において同じ。）」に改め、同項ただし書及び同条第五項中「以外の」の下に「外国の」を加え、同条第六項第一号中「以外の」の下に「外国の」を加え、「若しくは第十四号に掲げる会社」を「から第十二号までに掲げる会社若しくは特例対象持株会社」に改め、同項第二号中「第一項第八号」の下に「から第十二号まで」を、「掲げる会社」の下に「又は特例対象持株会社」を、「以外の」の下に「外国の」を加える。

第一百七条第一項中「第十五号」を「第十四号」に改める。

第百三十七条第一項に次のただし書を加える。

ただし、当該移転対象契約者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合は、当該通知をすることを要しない。

第百四十条第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該保険契約の移転に係る保険契約者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。

第二百五十一条第二項中「並びに第百三十七条第一項」を「並びに第百三十七条第一項本文」に、「、第百三十七条第一項」を「、第百三十七条第一項本文」に、「同条第五項（」を「同条第一項ただし書及び第五項（これらの規定を）」に改め、同条第三項中「第百三十七条第一項」を「第百三十七条第一項本文」に、「同条第五項」を「同条第

一項ただし書及び第五項」に改める。

第二百五十三条中「第百四十条第二項」を「第百四十条第二項本文」に、「とする」を「とし、同項ただし書（第二百十条第一項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない」に改める。

第二百七十条の四第九項中「第百三十七条（」の下に「第一項ただし書及び」を、「から第百四十条」の下に「（第二項ただし書を除く。）」を加える。

第二百七十一条の二十二第一項第十四号を削り、同項第十五号中「前各号」の下に「及び次号」を加え、同号を同項第十四号とし、同項に次の一号を加える。

十五 前各号に掲げる会社のみを子会社とする外国の会社であって、持株会社と同種のもの又は持株会社に類似するもの（当該会社になることを予定している会社を含み、前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

第二百七十五条第一項第三号中「受けた者」の下に「又はその者の再委託を受けた者」を加える。

第二百九十四条の見出しを「（情報の提供）」に改め、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、保険契約の締結、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険（団体又はその代表者を保険契約者とし、当該団体に所属する者を被保険者とする保険をいう。次条、第二百九十四条の三第一項及び第三百条第一項において同じ。）に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為（当該団体保険に係る保険契約の保険募集を行った者以外の者が行う当該加入させるための行為を含み、当該団体保険に係る保険契約者又は当該保険契約者と内閣府令で定める特殊の関係のある者が当該加入させるための行為を行う場合であって、当該保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して必要な情報が適切に提供されることが期待できると認められるときとして内閣府令で定めるときにおける当該加入させるための行為を除く。次条及び第三百条第一項において同じ。）に関し、保険契約者等の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、保険契約の内容その他保険契約者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。ただし、保険契約者等の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、第三百条の二に規定する特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介に関しては、適用しない。

第二百九十四条に次の二項を加える。

4 保険仲立人は、保険契約の締結の媒介を行おうとするときは、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を顧客に交付しなければならない。

一 保険仲立人の商号、名称又は氏名及び住所

二 保険仲立人の権限に関する事項

三 保険仲立人の損害賠償に関する事項

四 その他内閣府令で定める事項

5 保険仲立人は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該保険仲立人は、当該書面を交付したものとみなす。

第二百九十四条の次に次の二条を加える。

（顧客の意向の把握等）

第二百九十四条の二 保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、保険契約の締結、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為に関し、顧客の意向を把握し、これに沿った保険契約の締結等（保険契約の締結又は保険契約への加入をいう。以下この条において同じ。）の提案、当該保険契約の内容の説明及び保険契約の締結等に際しての顧客の意向と当該保険契約の内容が合致していることを顧客が確認する機会の提供を行わなければならない。ただし、保険契約者等の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。

（業務運営に関する措置）

第二百九十四条の三 保険募集人は、保険募集の業務（自らが保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入させるための行為に係る業務その他の保険募集の業務に密接に関連する業務を含む。以下この条並びに第三百五条第二項及び第三項において同じ。）に関し、この法律又は他の法律に別段の定めがあるものを除くほか、内閣府令で定めるところにより、保険募集の業務に係る重要な事項の顧客への説明、保険募集の業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い、保険募集の業務を第三者に委託する場合における当該保険募集の業務の的確な遂行、二以上の所属保険会社等を有する場合における当該所属保険会社等が引き受ける保険に係る一の保険契約の契約内容につき当該保険に係る他の保険契約の契約内容と比較した事項の提供、保険募集人指導事業（他の保険募集人に対し、保険募集の業務の指導に関する基本となるべき事項（当該他の保険募集人が行う保険募集の業務の方法又は条件に関する重要な事項を含むものに限る。）を定めて、継続的に当該他の保険募集人が行う保険募集の業務の指導を行う事業をいう。）を実施する場合における当該指導の実施方針の適正な策定及び当該実施方針に基づく適切な指導その他の健全かつ適切な運営を確保するた

めの措置を講じなければならない。

- 2 保険仲立人は、保険募集の業務に関し、この法律又は他の法律に別段の定めがあるものを除くほか、内閣府令で定めるところにより、保険募集の業務に係る重要な事項の顧客への説明、保険募集の業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い、保険募集の業務を第三者に委託する場合における当該保険募集の業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

第二百九十六条を次のように改める。

第二百九十六条 削除

第二百九十九条中「保険仲立人は、」の下に「顧客から委託を受けてその」を加える。

第三百条の見出し中「締結又は保険募集」を「締結等」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「締結又は保険募集」を「締結、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為」に改め、「行為（」の下に「自らが締結した又は保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為に関しては第一号に掲げる行為（被保険者に対するものに限る。）に限り、」を加え、「、第一号」を「同号」に改め、「契約条項のうち」の下に「保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、第二百九十四条第一項ただし書に規定する保険契約者等の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合における第一号に規定する保険契約の契約条項のうち保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げない行為については、この限りでない。

第三百条第一項第一号中「契約条項のうち」の下に「保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる」を加える。

第三百条の二中「、「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項その他保険業法第三百条第一項第一号に規定する保険契約の契約条項のうち重要な事項」とを「、「交付しなければならない」とあるのは「交付するほか、保険契約者等（保険業法第五条第一項第三号イに規定する保険契約者等をいう。以下この項において同じ。）の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定保険契約の内容その他保険契約者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と」に改める。

第三百三条中「保険仲立人」を「特定保険募集人（その規模が大きいものとして内閣府令で定めるものに限るものとし、生命保険募集人にあつては生命保険会社の委託を受けた者又はその者の再委託を受けた者に限り、少額短期保険募集人にあつては少額短期保険業者の委託を受けた者又はその者の再委託を受けた者に限る。次条において同じ。）又は保険仲立人」に改める。

第三百四条中「保険仲立人」を「特定保険募集人又は保険仲立人」に改める。

第三百五条に次の二項を加える。

- 2 内閣総理大臣は、この法律の施行に特に必要な限度において、特定保険募集人若しくは保険仲立人と保険募集の業務に関して取引する者若しくは当該特定保険募集人若しくは保険仲立人から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この項及び次項において同じ。）に対し、当該特定保険募集人若しくは保険仲立人の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、当該特定保険募集人若しくは保険仲立人から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該特定保険募集人若しくは保険仲立人に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し当該特定保険募集人若しくは保険仲立人から業務の委託を受けた者に対し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 特定保険募集人若しくは保険仲立人と保険募集の業務に関して取引する者又は当該特定保険募集人若しくは保険仲立人から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告若しくは資料の提出又は質問若しくは検査を拒むことができる。

第三百十七条第七号中「若しくは監査役」を「、監査役若しくは会計監査人」に改める。

第三百二十条第五号中「第三百五条」を「第三百五条第一項又は第二項」に改め、同条第六号中「第三百五条」を「第三百五条第一項又は第二項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第百十九条を次のように改める。

第百十九条 削除

（保険業法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二条 保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第十二項中「第百三十七条第五項及び第百三十八条」を「第百三十七条第一項ただし書及び第五項、第百三十八条並びに第百四十条第二項ただし書」に改める。

附則第三条第一項中「第百三十七条第五項」を「第百三十七条第一項ただし書及び第五項」に、「及び」を「並びに」に改める。

附則第四条第十一項中「第百三十七条第五項」を「第百三十七条第一項ただし書及び第五項並びに第百四十条第二項ただし書」に改める。

附則第四条の二の表以外の部分中「第二百九十四条」を「第二百九十四条第三項」に改め、「第三百条」の下に「（第一項ただし書を除く。）」を加え、同条の表第二百九十四条第一号の項中「第二百九十四条第一号」を「第二百九十四条第三項第一号」に改め、同表第二百九十四条第三号の項中「第二百九十四条第三号」を「第二百九十四条第三項第三号」に改め、同表第三百条第一項の項を次のように改める。

第三百条第一項	、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為	又は保険募集
	行為（自らが締結した又は保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為に関しては第一号に掲げる行為（被保険者に対するものに限る。）に限り、次条に規定する特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介に関しては同号に規定する保険契約の契約条項のうち保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げない行為及び第九号に掲げる行為を除く。）	行為

附則第四条の二の表第三百条第一項の項の次に次のように加える。

第三百条第一項第一号	保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項	重要な事項
------------	---------------------------------	-------

附則第五条第三項中「第三百条第一項（」の下に「ただし書を除き、」を、「第一項」との下に「、同法第三百条第一項中「、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為」とあるのは「又は保険募集」と、「行為（自らが締結した又は保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為に関しては第一号に掲げる行為（被保険者に対するものに限る。）に限り、次条に規定する特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介に関しては同号に規定する保険契約の契約条項のうち保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げない行為及び第九号に掲げる行為を除く。）」とあるのは「行為」と、同項第一号中「保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項」とあるのは「重要な事項」とを加える。

（保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第三条 保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「第百三十七条第五項」を「第百三十七条第一項ただし書及び第五項並びに第百四十条第二項ただし書」に改め、同条第三項中「第百三十七条第五項及

び第百三十八条」を「第百三十七条第一項ただし書及び第五項、第百三十八条並びに第百四十条第二項ただし書」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中保険業法第二百七十五条第一項第三号、第三百十七条第七号及び附則第十九条の改正規定並びに附則第六条及び第七条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第一条中保険業法第百条の五第二項、第百六条、第百七条第一項、第百三十七条第一項、第百四十条第二項、第二百五十一条、第二百五十三条、第二百七十条の四第九項及び第二百七十一条の二十二第一項の改正規定、第二条中保険業法等の一部を改正する法律附則第二条第十二項、第三条第一項及び第四条第十一項の改正規定並びに第三条の規定並びに次条第一項及び第二項並びに附則第五条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(保険業法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の保険業法（以下この条において「新保険業法」という。）第百三十七条第一項（新保険業法第二百十条第一項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第二号施行日」という。）以後にされる新保険業法第百三十七条第一項の規定による公告に係る保険契約の移転について適用し、第二号施行日前にされた第一条の規定による改正前の保険業法（以下この条において「旧保険業法」という。）第百三十七条第一項（旧保険業法第二百十条第一項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。）の規定による公告に係る保険契約の移転については、なお従前の例による。

2 新保険業法第百四十条第二項（新保険業法第二百十条第一項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、第二号施行日以後にされる新保険業法第百四十条第二項の規定による通知について適用し、第二号施行日前にされた旧保険業法第百四十条第二項（旧保険業法第二百十条第一項及び第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。）の規定による通知については、なお従前の例による。

3 新保険業法第三百四条の規定は、この法律の施行の日以後に開始する事業年度に係る同条の事業報告書について適用する。

(消費生活協同組合法の一部改正)

第三条 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第三項中「第二百九十四条の」を「第二百九十四条第三項の」に、「第

三百条の」を「第三百条（第一項ただし書を除く。）の」に、「第三百五条」を「第三百五条第一項」に、「第二百九十四条第三号」を「第二百九十四条第三項第三号」に改め、「第三百条第一項中「」の下に「、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為」とあるのは「又は共済契約の募集」と、「自らが締結した又は保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為に関しては第一号に掲げる行為（被保険者に対するものに限る。）」に限り、」を、「特定共済契約」と」の下に「、「同号」とあるのは「第一号」と、「契約条項のうち保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる」とあるのは「契約条項のうち」と」を加える。

第九十八条の六中「第三百条第一項」の下に「（ただし書を除く。）」を加える。

第一百条の三中「第三百五条」を「第三百五条第一項」に、「同条」を「同項」に、「同項」を「第十二条の二第三項」に改める。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第四条 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の七の五第一項中「第二百九十四条（顧客に対する説明）」を「第二百九十四条第三項（情報の提供）」に、「（保険契約の締結又は保険募集）」を「（第一項ただし書を除く。）（保険契約の締結等）」に、「第三百五条」を「第三百五条第一項」に、「第二百九十四条第三号」を「第二百九十四条第三項第三号」に改め、「第三百条第一項中「」の下に「、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為」とあるのは「又は共済契約の募集」と、「自らが締結した又は保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為に関しては第一号に掲げる行為（被保険者に対するものに限る。）」に限り、」を、「特定共済契約」と」の下に「、「同号」とあるのは「第一号」と、「契約条項のうち保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる」とあるのは「契約条項のうち」と」を加える。

第一百十二条の七第二号中「第三百条第一項」を「第三百条（第一項ただし書を除く。）」に、「同項第一号」を「同条第一項第一号」に改める。

第一百十四条の七中「第三百五条」を「第三百五条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

（郵政民営化法の一部改正）

第五条 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第一百三十九条第八項中「第十二号まで」の下に「、第十四号」を加える。

（罰則の適用に関する経過措置）

第六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（内閣総理・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛大臣署名）